

◎ 保険料の納付方法は、年金の受給額によって『特別徴収』と『普通徴収』に分かれます。

特別徴収（年金が年額18万円以上の方は年金から差し引かれます）

※障害年金・遺族年金も差し引きの対象です。（老齢福祉年金は対象外）

○保険料の年額は年6回に分けて年金の支払い月に差し引かれます。

次のような場合は、「普通徴収（納付書での徴収）」になります。

<ul style="list-style-type: none"> ・年度途中で65歳になった ・年度途中で年金の受給が始まった ・年度途中で他の市町村から転入した ・保険料が減額になった 	<p>今年度中は、納付書で納めていただく必要があります。</p> <p>平成28年4月以降、年金から保険料の天引きが自動的に開始されます（例外あり）。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・保険料が増額になった 	年金から差し引き + 納付書（増額分）
<ul style="list-style-type: none"> ・年金が一時差し止めになった 	翌年4月1日に年金を受給していれば、原則年度の途中より自動的に年金から差し引かれるように切り替わります。



※年金の「現況届」を忘れずに!!

年金が一時差し止めになる場合、日本年金機構へ「現況届（はがき）」の出し忘れが原因であることが多いので、忘れずに提出してください。

普通徴収（年金が年額18万円未満の方は納付書で個別に納めます）

- 普通徴収の方は、保険料の年額を年8回に分けて納めます。
- 納付書を送付しますので、最寄りの金融機関で納めていただきます。

■便利で確実な、口座振替をご利用ください!!

お忙しい方やなかなか外出ができない方は、介護保険料の口座振替が便利です。

手続き…「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、介護保険料の納付書、通帳、印かん（通帳届出印）をお持ちのうえ、取り扱い金融機関にお申し込みください。
（口座振替の開始は、申し込み日の翌月以降になります）

◎ 保険料の納め忘れに注意してください。

